

鶴舞こども園の移管先法人募集についてのQ&A

平成30年1月16日
1月25日開催分
子ども政策課



Q1 公私連携の仕組みは、協定期間満了後も永遠に続いていくものなのですか。完全な民営になることも有り得るのですか。

A1 今回締結予定の協定は、期間満了後に一度内容を見直したうえで更新することとしていますが、この公私連携の仕組みは平成27年度に法定化され、市として初めての取組となるため、将来の方向性については、実際に公私連携での運営状況を検証したうえで、その時のベストな方法を選択したいと考えています。

Q2 当初の協定期間は6年となっていますが、その後の協定期間は3年毎などもっと短い更新とすることはできないのですか。

A2 協定は、移管後の園運営についての事項を定めたものであり、当初様々な協議を行って決定したことを短期間ですぐに変更することは、法人の安定的な運営を考えると想定していません。そして、当初の協定期間を6年としているのは、移管年に入園される0歳児の子どもが卒園するまでのサイクルを考えて設定しているものであるため、協定の期間については短期間での更新ではなく、長期間での更新を予定しています。また、万一協定に基づいた教育・保育を行っていなかったり、引継ぎが行われていない場合には、その時点で奈良市から協定に基づき、指導・是正勧告を行い、それでも守らなければ法人指定を取り消すなどの措置が法律上認められています。

Q3 民間移管後は保護者の送迎用駐車場は何台整備する予定ですか。また、車通園に関して三者協議会で決めることはできるのですか。

A3 施設整備は移管先法人により行われるものであり、法人によって様々な考え方がありますので、具体的に何台整備されるか現時点でお答えすることはできません。また、施設整備については移管先法人から説明することになりますが、物理的に不可能な対応を法人に対して要求することはできません。それは市立園でも同じであり、限られた駐車スペースの中で通園距離などルールを決めて運営しています。

Q4 公私連携でなくなり、完全に民営化した場合、保育料が高くなるのではないですか。

A4 保育料については以前から説明しているとおり、奈良市が定める所得に応じた利用者負担額となります。これは市立の幼稚園、保育所、こども園、私立の保育所、こども園は全て同じです。したがって、完全に民営となっても保育料は変わりません。

Q5 施設整備の工事期間はどれくらいですか。

A5 法人がどのような施設整備を提案するかによって規模も整備内容も変わってくるため、法人が決定してからでないと具体的な工期を示すことはできません。安全対策については、法人と十分に協議を行いながら、園児に影響が出ないように進めていきます。

Q6 民間移管後、鶴舞小学校の南門は引き続き使用できるのですか。

A6 小学校敷地の利用については、安全対策について等、教育委員会と協議を行いながら、例えば、9時～14時のコアタイムの時間帯に関しては、これまでと同じように使用可能にする等、ルールを決めていきたいと考えています。

Q7 施設整備の際、工事車両は南門から出入りするとのことですが、プールはどうなるのですか。

A7 工事車両は少なくとも2t車であれば、プールを撤去することなく、既存の階段を活用したスロープにより敷地内へ進入することが可能であると市としては考えていますが、施設整備は移管先法人からの提案によるため、市が判断できるものではありません。例えば、既設プールを撤去すると提案があった場合には、それに代わる案を提示してもらい、大切な幼児教育の一つであるプール遊びをどう確保していくのか審査いただくこととなります。

Q8 0～2歳児の定員設定が少ないと思いますが、なぜですか。

A8 保育士の確保は、各法人ともに努力をされているところですが、全国的な課題となっているため、3号認定については職員配置基準も鑑みた定員設定としています。なお、応募法人が、市が設定した定員以上の提案をすることは可能です。